

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田中央福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）、第21条（役員の報酬等）及び社会福祉法人秋田中央福祉会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 法人の職員が役員等を兼ねているときは、役員としての報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間130万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額は、「別表」に定めるとおりとする。
- 4 評議員の報酬は「別表」に定める額とする。
- 5 評議員選任・解任委員の報酬は「別表」に定める額とする。

(費用弁償の種類)

第5条 費用弁償の種類は、鉄道賃、航空賃、バス賃、宿泊料、日当とする。

(費用弁償)

第6条 法人の役員等がその職務の執行に当たって負担した費用ならびに理事長の委嘱等を受けた委員らが、法人業務に係わったときは、「別表1」に定める費用弁償を支給する。

(報酬等の支給日)

第7条 理事長の報酬等(費用弁償を除く。)は、毎月末締め翌月21日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 法人の役員や評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 本規程の全面改正、平成31年4月1日。

「別表」

区 分	報 酬 支 給 額
理事長	月額 100,000 円以内とする。なお、理事長の勤務は非常勤とし、専決事項ならびに責務遂行への対応については月 4 回以上とする。
理 事	1 回につき 5,000 円 (理事会に出席の都度)
監 事	1 回につき 5,000 円 (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会ならびに監査等に出席の都度)
評議員	1 回につき 5,000 円 (評議員会に出席の都度)
評議員選任・ 解任委員	1 回につき 5,000 円 (評議員選任・解任委員会に出席の都度)

「別表 1」

(単位：円)

区 分	鉄 道 賃	航 空 賃	バ ス 賃	宿 泊 料		日 当
				県 内	県 外	
役員・評議員 その他委員	通常運用交通機関の実費払			12,000	15,000	3,000

(注) 役員兼務職員を除く。